

オンライン決済ASP加盟店規約（ECモール用）
「出前館」利用特約

第1条 （本特約の適用）

1. 本特約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下、「SBPS」といいます）が定める「オンライン決済 ASP 加盟店規約（EC モール用）」（以下、「原規約」といいます）に付随して、SBPS が、株式会社出前館が運営するサイト「出前館」を経由して提供するクレジットカード決済に関するオンライン決済サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用に関し適用されるもので、加盟店は原規約および本特約に従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 本特約の規定と原規約の内容が異なる場合は、本特約の内容が優先して適用されるものとします。
3. 本特約は、原規約の一部を構成し、本特約に定めのない事項は、原規約の定めによるものとします。

第2条 （特約の変更）

1. SBPS は、加盟店の承認を得ることなく、本特約の内容を変更することができるものとします。
2. SBPS は、前項の規定により本特約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容並びにその効力発生日を SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとします。

第3条 （代理権の授与）

1. 加盟店は、株式会社出前館（以下、「出前館」といいます。）に対して以下の全部又は一部の事項について代理する権限（以下、「代理権」といいます）を授与していることを表明し、保証するものとします。なお、代理権の範囲は、SBPS と出前館との間の契約内容によるものとします。
 - (1) 本サービスの利用の申込み
 - (2) 本サービスに関する契約等及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) SBPS に対する各種届出、報告、申請行為
 - (4) 売上請求および売上請求の取消請求に関する事項
 - (5) 売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する事項
 - (6) 本サービスに基づく立替払金、商品等代金、決済代金等の受領
 - (7) SBPS、決済会社への通知、審査依頼およびこれらの会社からの通知の受領
 - (8) その他本サービスの利用に必要な一切の行為
 - (9) SBPS が加盟店に提供する管理画面の操作
 - (10) その他 SBPS 及び包括代理加盟店等が合意した事項
2. 加盟店は、本サービスに関する契約の有効期間中、前項に規定する代理権の授与の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
3. 加盟店が出前館に対して代理権を付与した範囲内の行為については、出前館が代理人として適切な行為を行わない場合等の合理的な理由がある場合を除き、すべて出前館が行うものとし、加盟店は本人としてかかる行為を行わないものとします。なお、SBPS は、加盟店又は出前館のいずれに対しても、本サービスに関する契約の当事者としての行為を行うことができるものとします。また、SBPS が出前館に対して通知等を行った場合、当該通知等が出前館に到達した時点又は到達したとみなされる時点で、加盟店への通知がなされたものとみなします。
4. 加盟店は、出前館との間で第1項に関する代理権に関し争いが生じた場合、加盟店と出前館の間で解決するものとし、SBPS に対し一切迷惑をかけないものとします

第4条 （異名義口座への振込）

加盟店は、原規約第12条第5項に基づきSBPSが加盟店に支払う金額（以下、「売上金等」といいます。）を、SBPSが出前館指定の振込先口座（住所・名称変更後は変更後のものによるものとし、以下、「指定口座」といいます。）に振り込むことに同意します。なお、適用開始日は、本サービス提供開始日が属する月の売上分からとします。

第5条 （確認事項）

加盟店は、前項の出前館への振込に際して、以下に定める事項を確認するものとします。

- (1) 売上金等が加盟店から出前館に対し債権譲渡されるものでないこと。
- (2) 出前館が、SBPSに対し、加盟店の債権の請求権を有するものでないこと。
- (3) 原規約に基づき加盟店がSBPSに負担する債務は、SBPSの請求に基づき、加盟店がSBPSに支払わなければならないこと。
- (4) SBPSは指定口座への振込をもって、原規約に基づく加盟店に対する売上金等の支払が完了し、原規約12条第5項に定める義務を履行したものになること。
- (5) SBPSによる指定口座への振込後は、加盟店と出前館との間で、売上金等の受渡しを行うものとし、SBPSはこれに関し一切関与せず、また責任を負わないこと。
- (6) 加盟店は、SBPSが本特約に定める業務の遂行に必要な範囲で、加盟店に関する情報を出前館に開示することがあること。

第6条 （決済手数料）

1. 原規約の規定にかかわらず、SBPSと加盟店との間で別途定めがある場合を除き、本サービスにかかる決済手数料については、別途出前館から提示される場合には、当該提示額または算定方法によるものとします。
2. 前項に規定される出前館から提示される額または算定方法には、SBPSの決済手数料のほかに出前館が取得する本サービスに関する手数料、費用等（以下、「出前館決済手数料」といいます。）が加算されていることがあることに加盟店は同意するものとします。また、加算されていない場合であっても、別途、出前館決済手数料等を出前館に対して支払わなければならない場合があることに加盟店は同意するものとします。
3. 出前館決済手数料の額または算定方法、支払い方法等その一切について、SBPSは関与しないものとします。出前館決済手数料に関する取り決め、紛争等については、加盟店と出前館との間で解決するものとし、SBPSに一切迷惑をかけないものとします。

第7条 （情報開示）

加盟店は、SBPSが、出前館に対し、加盟店契約においてSBPSが取得した加盟店の情報（売上情報、担当者に関する情報、SBPSから加盟店への連絡内容、その他の情報が含まれるものとし、これに限られないものとします）を開示する場合があることに同意するものとします。

制定日	2019年4月9日
改定日	2020年1月10日
改定日	2023年5月25日
改定日	2025年7月16日